判決 平成14年11月14日 神戸地方裁判所 平成14年(わ)879号 事後 強盗被告事件

主

被告人を懲役3年に処する。 この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。 押収してある催涙スプレー1本(平成14年押第138号の1)を没収す

理 由

(罪となるべき事実)

る。

被告人は、平成14年7月23日午後7時10分ころ、神戸市A区B町c丁目d番e号所在のFビル地下1階GB店において、同店店長H管理にかかるコンパクトディスク3点(販売価格合計9514円相当)を窃取したが、同店に設置された防犯センサーが作動し、同店店員I(当時24歳)及び同J(当時24歳)に追跡された上、同日午後7時11分ころ、同区B町k丁目I番m号先歩道上において、追いつかれ、前記両名から取り押さえられるや、逮捕を免れるため、所携のウエストポーチから取り出した催涙スプレー(平成14年押第138号の1)を背後にいた前記両名の顔面に向けて、被告人の右肩越しに各1回吹き付ける暴行を加えたものである。

(証拠の標目) ーカッコ内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号 省略

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人は、被告人が逃走中、追いかけてきた店員2名の顔面に催涙スプレーを吹き付けた行為は、被害者らの反抗を抑圧するに足りる程度の暴行とはいえするといる。本件犯行は事後強盗ではなく、恐喝罪あるいは窃盗罪と傷害罪が成立するとどまると主張するので、検討すると、前携関係各証拠によれば、被告人し及びよると前記」に、その左後方から前記」にそれぞれ押さえ付けられ、I及びより体が非常に接近し、その肩越し約20ないし30センチメートルの位置に前の名の顔面があるという状況において、前記両名の顔面付近に、唐辛子の記味名の顔面があるという状況において、前記両名の顔面付近に、人や動物にと高いると激痛を引き起こす判示催涙スプレーを吹き付ける行為に及んだものと激痛を引き起こす判示催涙スプレーを吹き付けた被告人の行為は、被害者らの反抗を抑圧するに足りる程度の暴行であると優に認められる。弁護人の主張には理由がない。

(法令の適用)

被告人の判示所為は、刑法238条,236条1項に該当するが、なお犯情を考慮し、同法66条,71条,68条3号を適用して酌量減軽した刑期の範囲内で被告人を懲役3年に処し、情状により同法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予することとし、押収してある催涙スプレー1本(平成14年押第138号の1)は、判示犯行の用に供した物で被告人以外のものに属しないから、同法19条1項2号,2項本文を適用してこれを没収し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

との交流が深まり、実父において被告人と同居してその監督をする旨誓っていること、実父において金10万円を贖罪寄付したこと、被告人には罰金前科以外前科がないことなど被告人のために斟酌すべき事情もあるので、これらの事情をも十分考慮し、主文のとおり量定した上、今回に限り、その刑の執行を猶予することとした次第である。

よって、主文のとおり判決する。 平成14年11月14日 神戸地方裁判所第11刑事係甲

裁判官 杉森研二